# 令和3年第8回教育委員会議事録

令和3年5月14日(金)

杉並区教育委員会

#### 教育委員会議事録

日 時 令和3年5月14日(金)午後2時00分~午後2時41分

場 所教育委員会室

出席委員教 育 長白石 高士 委 員 對馬 初音

委 員 久保田 福美 委 員 伊井 希志子

委 員 折井 麻美子

出席説明員 事務局次長 齊藤 俊朗 教育政策担当部長 大島 晃

学校整備担当部長 中村 一郎 庶務課長村野 貴弘

学 務 課 長 正富 富士夫 学校整備課長 河 合 義 人

済美教育センター 佐藤 正明

事務局職員 庶 務 係 長 佐 藤 守 法規担当係長 岩田 晃司

担 当 書 記 春日 隆平

**傍** 聴 者 2名

## 会議に付した事件

#### (議案)

議案第33号 令和3年度杉並区一般会計補正予算(第4号)

### (報告事項)

- (1) 第5回杉並区教育振興基本計画審議会の実施報告について
- (2) 地域教育推進協議会の新規設置について
- (3) 令和3年度特別支援教育教科用図書の採択事務について

## 目次

議	条																														
	議	案	第	33	号		令	和	3	年	度	杉	並	区	_	般	会	計	補	正	予	算	(	第	4	号	)	•	•	•	13
報	告	事	項																												
	(	1	)	第	5	口	杉	並	区	教	育	振	興	基	本	計	画	審	議	会	0)	実	施	報	告	に	つ				
				<b>,</b> \	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	(	2	)	地	域	教	育	推	進	協	議	会	0)	新	規	設	置	に	つ	<b>,</b>	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	(	3	)	令	和	3	年	度	特	別	支	援	教	育	教	科	用	図	書	0)	採	択	事	務	に	つ	<i>( )</i>				
				_																											1.0

**教育長** では、定刻になりましたので、ただいまから令和3年第8回杉並 区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議について、事務局より説明をお願いします。

**庶務課長** 本日、議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に久保田委員をご指名してございますので、よろしくお願いいたします。

本日の議事日程についてでございますが、議案1件、報告事項3件を 予定しております。

以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入りますが、議案第 33 号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく 区長からの意見聴取案件として意思形成過程上の案件となっております。したがいまして、議案第 33 号の審議については、同法 14 条第 7 項の規定により非公開としたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議ございませんので、そのようにいたします。

では、まず報告事項の聴取を行いますので、事務局から説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、報告事項1番「第5回杉並区教育振興基本計画審議 会の実施報告について」私からご説明いたします。

それでは、資料をご覧ください。第5回の審議会は4月23日金曜日、18時30分から区役所中棟5階第3・第4委員会室において、委員13名全員出席の上、開催いたしました。うち、オンライン参加の委員は7名でした。また、傍聴人数は3名でございます。

今回の審議会は、3月に開催した審議会の中で、新教育ビジョンの骨子案について、まだ議論が必要ということになりまして、当初は4月には予定していなかったのですが、追加で開催したものでございます。

当日の審議会でお示しした骨子案は別紙1となります。

当日の意見概要につきましては、別紙 2 にまとめているところですが、 今回においても骨子の決定には至らず、会長預かりという形になりました。現在も会長と調整させていただいているところでございます。

次回の審議会では、草案の文書とまとめてご審議いただく予定として おります。また、今回の審議会において骨子案の審議が中心であったた め、時間は短くなってしまいましたが、ビジョンの実現に向けて行政に 期待する具体的取組についても、委員の皆様からご意見等を頂戴しました。

別紙2の裏面に3つほど記載してございます。こちらにつきましても、 今後もう少し委員の皆様から伺えればと考えているところでございます。 次回の審議会は5月27日木曜日19時から、区役所中棟5階第3・第 4委員会室で開催する予定でございます。こちらで骨子案また草案についても方向性が固まって、最後の審議会となります第7回を迎えられればと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がござい ましたら、お願いいたします。

**久保田委員** 新教育ビジョンの骨子等に目を通しまして、尊重すべき価値とか、あるいは基本方針の視点等々、大事なキーワードを並べただけでも、やはり大事な文言が網羅されているなと強く思いました。特に、つながりとか共に学びとか共に生きると。あるいはちがいを認め合いとか、そういったことはやはり今の時代というか、これからとても大事にされていかなければいけない、その辺がきちんと位置付けられているなと思いました。

よく言われるところで、日本人の平均寿命が世界一であると。もう間もなく90に届かんというところまで来ている。まさに人生100年時代という言葉も出てきています。そのような中で1人1人が生きていくために、あるいはともに生きていくために何が必要なのか。それは学校教育のみならず、社会として、この地域としてどうしていったらよいか、その辺がやっぱり出てきているかなと思います。

併せてもう少し目を広げてみると、地球上に生きている我々、もう間もなく 80 億に届こうとしています。もう 70 億を超え、一気に 80 億に向かっている真っただ中に私たちはいるわけですが、この勢いでいくと 100 億人時代ももう近いのではないかと思います。

まさに人生 100 年、そして地球人口 100 億時代を迎えるそのような中で、例えばいろいろな人種、文化、宗教、いろいろな人たちがともに生きていく上で、そういった多様な文化を、その多様性をお互いに認め合って、受け止め合ってともに生きていく社会。日本のみならず世界がそうあらねばならないという時代を迎えようとしています。

そんな中で、この対話とか認め合いとか、そういったことがとても大事になってくるわけで、これはもう学校教育はもちろんですが、社会自体がそのようなものになっていかなければいけないと思っています。

そんな中で、今回の新教育ビジョンが作られていくということで、今、 ここに示されているキーワード、これらは私も賛成するところでありま す。

以上、意見というか感想ですね。

- **庶務課長** ありがとうございました。久保田委員から今、お話いただいたように策定の背景としましては、平均寿命が 80 歳を超えたり、健康寿命の延びとか、まさに人生 100 年時代を迎えることが 1 つあろうかということで、委員の皆様もその認識の下に杉並区の教育はどうあるべきかというのをご議論いただいているところでございます。
- 伊井委員 開催のたびに、本当に熱意を持ってこれに取り組んでくださっている方々のお気持ちが伝わってくるような内容で、本当に文言1つ1つから心を込めて検討していただいているなということに、まず心から感謝申し上げたいと思います。

1つ1つの事柄につきましては、それぞれにやっぱりご専門の立場であったり、ベクトルの方向がそれぞれにおありになるので、そこを云々するというか、そういうことではなくて、でき上がったものをどういうふうに区民の方々とともに、また行政の方々とともに、一番の中心といいますか、学校、それから子どもたちがどのように共有していくかという取組に対しての姿勢というのが、とても大事なのかなと思います。

子どもたちに理解してもらうために、やさしい平易な言葉で、絵本でしたでしょうか。そういったものはどうかというアイデアも出ていました。子どもたちにも理解できるようなやさしい言葉にして、何らかの形で「これからこういうふうに取り組んでいくのだよ」ということを伝えるような展開も考えていただくのは、1つのアイデアとしてはすばらしいなと思っています。

今のビジョンは、できてから 10 年ですよね。これまでの 10 年は、すごく時代が変わっていった 10 年であって、その中で、ちゃんと残していったものというのは、軌跡として学校支援本部が立ち上がったとか CS 化という形に見えているものがありますけれども、今後の 10 年の中でそれが同様にいくかというところは、なかなか時代的な背景を考えると、

困難な部分もあるのではないかなと、ご苦労をお察しするところです。

そこに行くまでの間ですけれども、それを実現するために、あるいはそこに努力を重ねていくために何か大人が作った視線だけではなくて、みんなで共有するというのでしょうか。たくさんの人たちが杉並区の教育ビジョンはこれだよねということでご理解いただけるような何らかの形であったり、ここから計画に入っていくわけですけれども、そんな中で共有できるものがあるといいなということをすごく思いました。本当にありがとうございます。

- **庶務課長** ありがとうございます。議論の中でも、できたものを子どもたちに広めるというのももちろんあるのですけれども、子どもたちのアンケートの表現をできるだけ使えないかとか、なるべくこのビジョンが子どもたちにも分かりやすい表現にならないかということも含めて、現在議論しているところでございます。
- **對馬委員** とても活発な意見交換をしてくださっている様子が非常によく分かります。議題が全部終わらないぐらい熱心に議論してくださっているということを本当に感謝申し上げます。

やはり出てきている言葉、どれもがとても大切な言葉がたくさん出てきているなと感じます。学校教育だけではなくて、生涯教育も含めて教育ビジョンの中にうまく入っていくといいなということと、子どもたちにも分かりやすくというのは、子どもが主体になってくるのはとても大事なのだけれども、プレッシャーになるような言葉ではないものを選んでいただけるといいかなという気がちょっといたします。とても期待していますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**庶務課長** ありがとうございます。なかなか難しいのですけれども、これを見てワクワク感を出せないかとか、そういうご意見も頂いてはいますけれど、文章からそこを表現するのはなかなか難しいなという中で、委員の皆さんで今、協議していただいているところでございます。

ほかにいかがでございますでしょうか。

それでは、ないようですので、報告事項1番についての質疑を終わります。

続きまして、報告事項2番「地域教育推進協議会の新規設置について」 引き続き私からご説明いたします。

各中学校区単位で設置している地域教育連絡協議会の組織・活動の成

果を発展的に継承した地域の様々な主体が、協力、連携して、子どもの育成や教育の課題解決に向けて自主的に取り組む組織である地域教育推進協議会、いわゆる地教推ですが、これまで中学校の4つの分区のうち、第1分区、第3分区、第4分区に設置しております。今回残る第2分区について新規設置に向けて関係者と協議してまいりましたが、それが整いましたので、今回設置についてご報告させていただくものでございます。

新規に設置する地区は、神明中学校区になります。資料の中ほどに記載しているように、その選定理由として、神明中学校のある西荻南地域は、国が進める「地域共生社会の実現に向けた取組」の地域力強化推進事業の一環として、令和元年からモデル地域となっており、地域の支え合い・助け合いの協力関係の構築が進んでいる地域でございます。これまでの間、その地域の関係者と協議を進めてまいりました結果、設置への合意が得られたものでございます。

今後のスケジュールとして、6月上旬から地教推として活動開始を予 定しています。

私からの報告は以上でございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございま したらお願いいたします。

伊井委員 まず教えていただきたいのが、2枚目の地域教育推進協議会の表の中に、青少年委員のところにアスタリスクがついているのは、これに対して何か意味合いがあるのかということを1点お伺いしたいのと、それから前のページに戻りまして、「令和元年に区からの事業受託により、神明中学校区のある西荻南地域がモデル地域となり、地域での支え合い・助け合いの協力関係の構築が進んでいる」ということが書いてあります。

具体的にはどのようなことに取り組んでいらっしゃるのか教えていた だけたらなと思います。

それから、地教推になりますと予算の体系が変わると思うのですけれども、その辺りの使途については、今、予定されていることがあるのかなということをお尋ねしたいと思います。

あと、組織としまして、活動がもう6月の上旬から始まるということ なので、組織として方向性としては、組織なので長の方というのはある 程度見えているのか。この4点をお伺いできたらと思います。差し支えのない範囲でお返事いただくので構いません。

- **庶務課長** ありがとうございます。アスタリスクは、そこが事務局を行う ということでアスタリスクにさせていただいているところでございま す。
- **伊井委員** そうすると、会計とかそういったことを担当するのが青少年委員の方々という感じですか。
- **庶務課長** はい、そういう形になります。
- 伊井委員 そうですか。そうしますと、一応中学校区の2分区がないということなのですが、青少年委員さんたちの協議会の中では、ブロック単位では今、3つのブロックに分かれていると思うのですけれども、それぞれ天沼、高円寺、和泉ということで地教推の先輩というか、先行的に始めていらっしゃるところもあると思うのですが、やはり地教連は中学校区で進められてきたものなので、計画としてそのような形を目指したところなので、今回2分区に設置するというような考え方でしょうか。
- **庶務課長** そうですね。4分区に1区ずつ設けようという計画であったので、ここが最後のところという形でございます。

それと、お金につきましては、分担金の交付で 54 万 5,000 円を予定しているところでございます。

事務局次長 それと、あと地域共生社会の実現に向けた地域力強化事業は どんなことをやっているかということでよろしいですかね。

伊井委員 はい。

事務局次長 こちらにつきましては、保健福祉部でそういう地域福祉コーディネーターというのが、国のモデル事業でありまして、様々な地域の団体をつなぎ合わせたりですとか、あるいは、困り事があったときに、コーディネーターのところに行くと、コーディネーターがその地域の人と集まって、解決に向けていろいろな相談をすることをしています。例えば、ごみ屋敷化しているような家があって、どうしようか、となった場合に、それで福祉につなげたり、その地域でどうやったら解決するかとか、行政のはざまにあるような様々な問題を、その人を通して地域の人と一緒に解決していこうと今、モデル事業でやっておりまして、ゆくは区の至るところにそれを増やしていきたい。それが非常にうまくいっていることから、地域の連携も高まってきているところで、こうい

- うのを踏まえて地教推の活動も一緒にやっていただきたい。そういうことを考えているところです。
- **伊井委員** そうすると、まさに地域が結びつくというか、学校教育だけに とらわれないというか、学校教育だけに限られない形での活動を目指し ていくということですか。
- 事務局次長 そうです。こちらのモデルとなった地域力強化事業で地域の連携が深まっているところ、そこにこれからの共生社会ですとか、今まで学校支援本部のような形で学校を支援するだけではなくて、これからは地域学校協働本部といって、それ自体の意味合いを変えまして、地域で様々な活動をする団体のところに子どもたちを参加させていく。そういう流れになっていく中で、教育だけにこだわらず、福祉ですとか様々なところで連携して、その中でいろいろ教育課題も解決していこうということを、今後10年でやっていくことになろうと考えています。
- 伊井委員 ありがとうございます。私も自分の住居のそばなので、いろいろな地域のコミュニティの姿とかも拝見したり、あと町会の方のお話を伺ったりということも度々あるので、よりよい方向に進んでいくといいなと思って期待するところです。よろしくお願いいたします。
- **折井委員** 私は地域教育推進協議会についてあまり知識が浅くて、基本的なことをお伺いして申し訳ないのですけれども、組織イメージのところの事務局の下に地域懇談会というのがありますけれども、まさにこの分科会などが地域懇談会のように私には思えるのですけれども、それとはまた別に地域懇談会が事務局のところに入っているというのは、これはどういうことなのでしょうか。
- **庶務課長** このイメージとしては、この分科会、いろいろな代表の方がいらっしゃいまして、その方たちを中心にここの地域懇談会に入っていただいて、いろいろ話し合っていこうということでございます。
  - とっかかりとしては、神明祭りを中心に、と考えているところでございます。
- **折井委員** では、事務局の下にということでもないわけですね。運営委員会と事務局のそもそも私、図がよく分からないのだと思うのです。地域教育推進協議会があり、その下に運営委員会と事務局があってという、そこが分からないのだと思います。
- **庶務課長** ちょっと分かりにくいのかもしれないのですけれど、事務局が

- この地域懇談会を運営していって、ここでいろいろな話合いをしていく ようなイメージでいると。
- **折井委員** 運営委員会はまた別もの。運用するのは事務局。でも、運営委員会は別にあるのですね。事務局とはまた別のものなのですよね。
- **庶務課長** 運営委員会は、事務局や分科会代表を含む主なメンバーでやっていこうということで、推進協議会全メンバーが集まるのが地域懇談会、 運営委員会というのは、推進協議会の代表者が集まって運営委員会をしていこうと、そういうイメージでございます。
- **折井委員** 分かりました。ありがとうございます。
- **庶務課長** 本日は担当の課長が不在のため、十分な説明ではなくて申し訳 ございませんでした。
- 折井委員 いえいえ、承知いたしました。ありがとうございます。
- **對馬委員** ここにありますが最初に地教推ができたのは平成 22 年度の天沼中学校区というところで、10 年ぐらいたっているかと思うのですけれども、中学校区ごとに地教推があるということは、今までどんないいことがあったというか、地教連よりも地教推が1つあったほうがいいよねという実際の例とかはありますか。
- **庶務課長** 地域の教育課題が挙がって、どういうふうに取り組んでいくかということで、地教推を設置することにより、懇談会から活動が発展的に広がっていくということと、新たな団体とか個人の参加が広がっていくとか、そういうところが1つの成果というところで進めているところでございます。
- **對馬委員** 地教連よりも地教推にしたほうが広がりとかが大きく、活動も 大きくできるということでしょうか。
- **庶務課長** はい、そうですね。もう1つ、自発的な団体間協力が活発になって関係者の負担が軽減されるということも、1つまたあるかなと考えているところでございます。
- **對馬委員** それは子どもたちにとっても地域の密着度が高くなるとか、やっぱり子どもたちにとっても地教推にしたほうがよりよい環境になると理解してよろしいですかね。
- **庶務課長** そうですね。子どもたちにとってもそうですし、活動している皆さんにとっても取組の団体や個人が広がるということで、そちらのほうがメリットがあるということで、そのように変えてきているところで

ございます。

- **對馬委員** そうすると、今、1分区に1つずつ地教推ができてきたところですけれども、この先ももうちょっと増やしていこうという計画があるのでしょうか。
- **庶務課長** 1分区に1つずつというのを目標に、計画的に進めてきたところでございますので、今回でそのようになったということでございます。ほかによろしいでございましょうか。

それでは、ないようですので、報告事項2番についての質疑は終わり とさせていただきます。

続きまして、報告事項3番「令和3年度特別支援教育教科用図書の採 択事務について」済美教育センター所長からご説明いたします。

済美教育センター所長 私からは「令和3年度特別支援教育教科用図書の 採択事務について」ご報告いたします。義務教育諸学校において使用す る教科用図書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関す る法律施行令第 14 条に基づき、当該教科用図書を使用する年度の前年 度の8月 31 日までに行わなければならないとされております。

では、今年度予定されております特別支援教育教科用図書採択事務の流れについてご説明申し上げます。

特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書無償措置法など関係法令によって毎年採択が行われることになっております。規則や要綱に基づき特別支援教育教科書調査委員会を設置するとともに、特別支援学校及び特別支援学級からの調査報告に基づき、教科書を調査研究し、8月に調査委員会から教育委員会に報告を行うことになっております。

以上、報告とさせていただきます。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ご ざいましたら、お願いいたします。

ないようですので、報告事項3番についての質疑を終わりといたします。

以上で、報告事項の聴取を終わります。

**教育長** では、冒頭に決定いたしましたとおり、ここからは非公開で審議 をさせていただきます。その前に庶務課長、連絡事項がありましたら、 お願いいたします。 **庶務課長** 次回の教育委員会の定例会については、5月 26 日水曜日、午後 2 時から開催を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。 以上でございます。

教育長 では、傍聴の方、ご協力をお願いいたします。

(傍聴者 退出)

**教育長** では、改めまして議案の審議を行います。庶務課長、お願いします。

底務課長 それでは、日程第1、議案第 33 号「令和3年度杉並区一般会計補正予算(第4号)」を上程いたします。それでは、私からご説明いたします。

議案を2枚おめくりいただいて、補正予算概要の1ページをご覧ください。歳入歳出予算でございますが、「事務事業名」の欄に6事業について、「補正額」の欄に記載の金額を補正するものでございます。

まず、表の1番目の「情報教育の推進」についてご説明いたします。これまで校内サーバ版の協働学習支援ソフトやデジタル学習ドリルを用いながらタブレットパソコンを活用した授業を行ってまいりました。今後、児童・生徒1人1台専用のタブレットパソコンを家庭に持ち帰り、オンライン学習の取組を進めるため、クラウド版の AI 型デジタル学習ドリルを導入し、学校休業などの際においても児童・生徒の学びを止めない学習環境を提供してまいります。このため、AI 学習ソフトのライセンス購入等に要する経費3,025万5,000円を補正予算として計上するものでございます。なお、これに要する経費につきましては、国の「学校保健特別対策事業費補助金」を活用し、特定財源の国・都支出金の欄に1,212万7,000円を計上しているため、差引一般財源は1,812万8,000円を計上するものでございます。

次に、表の2番目の「小学校の運営管理」と4番目の「中学校の運営管理」についてご説明いたします。学校規模に応じて、50万から200万を各学校に配分し、感染症対策等を徹底しながら児童・生徒への学習保障の取組を、校長判断で迅速かつ柔軟に対応することができるようにするため、「小学校の運営管理」に3,650万円、「中学校の運営管理」に1,350万円、合計5,000万円を補正予算として計上するものでございます。なお、これに要する経費につきましては、国の「学校保健特別対策事業費補助金」を活用し、「小学校の運営管理」「中学校の運営管理」

の特定財源の国・都支出金の欄にそれぞれ 1,778 万 6,000 円、543 万円を計上しているため、差引一般財源は「小学校の運営管理」に 1,871 万 4,000 円、「中学校の運営管理」に 807 万円を計上するものでございます。

次に、表の3番目の「小学校の健康管理」と5番目の「中学校の健康 管理」についてご説明いたします。学校の教育活動を安全に継続するた めに、感染症対策に必要なハンドソープなどの衛生消耗品を一括購入し、 各学校へ配布する費用として、令和3年度の当初予算に計上しておりま すが、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない状況でございます。 このため、感染症対策をさらに徹底する観点から、衛生消耗品を追加で 購入する経費として、「小学校の健康管理」に 199 万 4,000 円、「中学 校の健康管理」に87万3,000円を補正予算として計上するものでござい ます。なお、この追加経費を含め、令和3年度に一括購入する衛生消耗 品に要する経費については、国の「学校保健特別対策事業費補助金」を 活用し、「小学校の健康管理」「中学校の健康管理」の特定財源の国・ 都支出金の欄にそれぞれ補正額と同額が計上されておりますが、これは 当初予算も含めた令和3年度予算の2分の1に相当する額を計上してい るためでございます。このことから差引一般財源の計上はございません。 次に、表の6番目の「中瀬中学校の改築」についてご説明いたします。 現在行っている、中瀬中学校の改築基本設計委託における土地利用の履 歴等調査において、同校敷地が戦時中に高射砲陣地として利用され、軍 事施設であったことから、土壌汚染の可能性が否定できないことが区に 報告されました。そのため、東京都の「都民の健康と安全を確保する環 境に関する条例」及び土壌汚染対策法に基づき、工事の着手前に土壌汚 染の状況を調査し、東京都への報告が必要であることから、1,394万

歳入歳出予算については以上でございますので、議案を 1 枚おめくりいただき、 2 ページ目をご覧ください。教育費の総額を記載してございます。今回の補正により、 9,706 万 4,000 円を増額しまして、補正後の教育費の総額は 168 億 5,030 万 4,000 円でございます。なお、特定財源のうち、国・都支出金につきましては、 3,821 万円を増額し、補正後の総額は 3 億 5,348 万 6,000 円となっております。これらにより差引一般財源につきましては、 5,885 万 4,000 円を増額し、補正後の総額は 130

2,000円を補正予算として計上するものでございます。

億 5,178 万 7,000 円でございます。

議案を1枚おめくりいただき、3ページ目をご覧ください。債務負担行為の補正でございます。いずれも「中瀬中学校の改築」に関する債務負担行為でございます。まず1点目は、校舎改築における仮設校舎の賃借でございます。校舎配置については、懇談会との意見交換などを踏まえ、新校舎を西側、校庭を東側に配置する計画としているところでございます。このため、新校舎は、既存の特別教室棟と体育館を解体した上で建設工事を行うため、校庭に仮設の校舎及び体育館の設置が必要となります。

令和3年度は仮設校舎賃借契約を行った上で、設計期間となり、支払いが発生するのは、令和4年度以降の賃借期間となることから、令和3年度の債務負担はございません。必要な賃借期間については、36カ月と見込んでおり、令和4年度から令和7年度まで、7億6,400万円を限度額として設定するものでございます。

2点目は、仮設校舎建設に係る切り回し工事でございます。こちらは 仮設校舎の建設にあたり、必要な外構及び設備改修などの事前環境整備 でございます。仮設校舎建設のスケジュールの関係から、令和3年度末 に契約締結を行い、令和4年度当初から仮設校舎建設が始まるまでの期間に工事を行う必要がございます。そのため、こちらにつきましても令 和3年度の債務負担はなく、令和4年度まで1,800万円を限度額として 設定するものでございます。

以上で補正予算について説明を終わります。議案の朗読は省略させて いただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

**教育長** 「小学校の運営管理」で 50 万から 200 万、学級規模に応じて校長が裁量で使える予算がつくということは、とても校長にしてみればうれしい話で、昨年度も同様の予算があって、消毒用のアルコールや色々なものを買ったり、修学旅行のタクシーを増便したりとか、様々な使い方をしていたと思います。まず、そのときに使っていたのは、多分あまり制約がなく、結構自由に使えたと思うのですけど、今回も同じように制約なく校長は使えるものなのか。また、これからコロナがどうなるか分かりませんけれど、現在のところで学校でこんなことに使いたいなん

て話は実際に来ているのか。その辺りを教えてください。

- 底務課長 基本的には使える内容は同じでございまして、感染症対策等の学校教育活動継続支援事業の中に含まれるものであればご利用いただけます。具体的には、例えば今、教育長から頂いたように修学旅行等の校外学習に伴う借り上げバスの増便とか、飛沫防止パネルやその他感染症対策消耗品などの経費にご利用いただけるのですけれども、今、まだ具体的にどういうふうに使わせてほしいというご要望はないのですけれども、一番言われているのは、デジタル学習ドリルを早く入れたいというご要望は頂いているところでございます。
- 折井委員 ちょうどデジタル学習教材というお話が出ましたので、ちょっと教えていただきたいのですけれども、AI 学習ソフトライセンスというのは、先ほどのご説明ではクラウド版のライセンスをということでしたけれども、今までですと、タブレットにはインストールなりダウンロードするなりしてソフトを使っていたものを、クラウド版にすることによって、暗にクラウドのほうで管理してくれているから、子どもが Wi-Fi にアクセスすればいつでも使えるよという、そういった形で合っていますよね。これは小中の教科ですとか、そういったところはどのような予定になっているのでしょうか。
- **済美教育センター所長** クラウド型ということですので、学校でも家庭でもネット環境があれば子どもたちはつないで活用できます。教科については、今、想定しているのは5教科使えるものでございます。ただ、小学校、中学校それぞれ希望しているソフトは違うのですけれども、今回の補正では一律同じものを入れていく予定でございます。

折井委員 ありがとうございました。

**庶務課長** 他にご意見等よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、採決を行います。議案第 33 号につきましては、原案 のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** 異議がございませんので、議案第 33 号につきましては、原案の とおり可決といたします。

以上で、本日予定されていました日程は全て終了いたしました。本日 の教育委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。